

雇用の安定を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」である。福知山市においても日本有数の内陸型工業団地である長田野工業団地をはじめ、多くの労働者が雇用関係の下で働いている。

この「雇用社会日本」の主たる構成員である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

このような状況で、現在、雇用に関するルールの改正についての議論が政府内でなされている。その議論には、「金銭による解雇ルール」の検討や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」の普及、また、労働者派遣法の見直しも含まれているが、これらの改正は、雇用の安定と雇用条件の向上に資するものでなければならない。

政府の描く成長戦略には、個人消費の回復が非常に大きな要素として含まれている。そのためには、雇いを安定させ、個人所得を向上させることが必要不可欠である。そのことを通じて、政府が掲げる「経済の好循環」が達成されるものだと考える。

また、政府内の議論は労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでいる。このような際には、労使同数参加の審議会を通じて政策決定が行われるべきことが国際労働機関（ILO）の諸条約にも定められている。そのため、我が国では「労働分野の法律改正等については、労働政策審議会（公労使三者構成）における諮問・答申の手続きが必要」とされており（厚生労働省HP、「労働政策審議会」より）、こうした手続きにより議論が進められるべきであることは言うまでもない。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を要望する。

記

- 1 不当解雇無効の判決を補償金支払いで覆せるような「金銭による解雇ルール」の制定、正社員の道を狭くし、現在の正社員の地位も不安にさせる「限定正社員」の普及、超過勤務手当の不支給を求めることにより過大な長時間労働を誘発する恐れのあるような「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入についての検討は慎重にされるべきこと。
- 2 低賃金や低処遇のまま派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月26日

衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様
経済再生担当大臣 甘 利 明 様
内閣府特命担当大臣（規制改革） 稲 田 朋 美 様

福知山市議会議長 奥 藤 晃